ロシア産原油・石油製品の購入等に関連するサービス等の提供等の禁止措置の概要（2025年2月9日現在）

	対象役務		対象品目
財務大臣又は経済産業大臣の許可を要する。	対象品目の購入又は輸送に関する、居住者による非居住者に対する金銭の貸付や、居住者による非居住者の債務の保証		<原油> 1バレルあたり60米ドルを超える価格で取引されるロシアを原産地とする海上において輸送される原油 <石油製品> 1バレルあたり100米ドル（高価値品）又は45米ドル（低価値品）を超える価格で取引されるロシアを原産地とする海上において輸送される石油製品
	対象品目の購入に関する、居住者による非居住者に対する、海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務		
	対象品目の購入に関する、居住者による非居住者に対する、通関業務又は外国において行う当該業務に相当する業務		
	対象品目の購入に関する、居住者による非居住者に対する、債務の保証又は手形の引受けその他これに類するもののうち、信用状を発行する業務		
	対象品目の購入に関する、居住者による非居住者に対する、損害保険業務及び損害保険事業に関する業務（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。）		
	対象品目の購入に関する、居住者と非居住者との特定資本取引（輸入代金との相殺を内容とする貸付等）		
	居住者と非居住者との間で行われる外国相互間の貨物の移動を伴う、対象品目の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）		

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。